

非正規雇用者に対する厚生年金適用の拡大等について

《現行制度の仕組み・趣旨》

○ 現行制度においては、就労者が事業所と常用的使用関係にあるか否かという観点から、通常の労働者の所定労働時間の4分の3以上の就労時間のパート労働者であれば、厚生年金の被保険者とされている。

* 所定労働時間が4分の3未満であり被用者年金制度の被保険者の配偶者であって収入が130万円未満である場合は国民年金の第3号被保険者、それ以外は第1号被保険者となる。

○ 現行の「4分の3」の基準は、事業主の事業活動と一定以上の関係性を有し、パート労働者が厚生年金の適用対象にふさわしい被用者としての実態を備えているか、を判断する基準という観点から、設定されたもの。

○ 賃金により生計を営み、老後の稼得手段を失う可能性が高い勤労者については、できる限り被用者年金制度の対象とすることが望ましいとの考えの下、正社員に近いパート労働者にまで厚生年金の適用を拡大することを盛り込んだ被用者年金一元化法案を平成19年4月に国会へ提出（現在継続審議）。

※新たな基準

- ・週所定労働時間が20時間以上
- ・賃金が月額98,000円以上
- ・勤務期間が1年以上
- ・学生は適用除外
- ・従業員が300人以下の中小零細事業主には新たな基準の適用を猶予

《各方面からの主な提案内容》

【厚生年金の適用拡大】

- パート労働者等のうち現在厚生年金の対象となっていない者に対して厚生年金を適用すべき。
- (被用者年金一元化法案に盛り込まれている内容以上に)新たな適用を猶予する企業規模を従業員100人以下とすべき。

【国民年金保険料の事業主徴収】

- 国民年金保険料を事業主がパート労働者の給与から天引きして代行徴収する。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

【厚生年金の適用拡大】

- 事業主が保険料負担を行う被用者の範囲をどのように考えるか。
- パート労働者や事業主に対して新たに生じる保険料負担について、どのように理解を得るか。
- 低所得のパート労働者への適用拡大をするには、現行の標準報酬月額等級の下限の改定が必要となってくるが、この場合、国民年金保険料とのバランスをどう考え、制度設計をすべきか。
- まずは、被用者年金一元化法案の早期成立が必要ではないか。

【国民年金保険料の事業主徴収】

- 基礎年金番号等の被保険者の基本情報、被保険者が保険料免除該当者か否か、被保険者の支払うべき保険料額、事業主が源泉控除した保険料額などについて、社会保険庁と個々の事業主との間で頻度の高い情報のやりとりを行う必要が生じるが、このような事務システムの構築が実現可能か。
- 新たな事務負担が増えることになる事業主から理解が得られるか。
- 事業主が天引きを行うことによって、被保険者本人が保険料納付を行うという意識に悪影響を及ぼすおそれはないか。
- どのような形で事業主からの徴収を実施するのか。例えば、任意とするのか強制とするのか。手数料の扱いをどうするか。賃金が低い者や複数事業所に勤務する者から徴収を行う場合は、実務的な対応をどのように行うのか。

《諸外国における取扱い》

| 国名 | 適用基準 |
|-----------------------------|--|
| アメリカ | 被用者については、報酬(earnings)の多寡や労働時間の長短を問わず、すべて適用し、保険料が賦課される。(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年1000ドル[118,000円]以上の収入について行われる。) |
| イギリス | 報酬(earnings)が週84ポンド[19,068円]以上の被用者は強制加入。(低所得者・無業者などは任意加入。) ※週84ポンド→年換算(52倍)すると4,368ポンド[990,855円]に相当 |
| ドイツ | 月の報酬(earnings)が400ユーロ[61,400円]以上又は週の労働時間が15時間以上である場合は強制加入。(400ユーロ未満かつ週の労働時間が15時間未満の場合は任意加入。)(加入しない場合でも、事業主に対して、年間2か月又は50日未満の短期間雇用の場合を除き、報酬の12%に相当する保険料が賦課される。) ※月収400ユーロ→年換算(12倍)すると4,800ユーロ[736,800円]に相当 |
| フランス | 報酬(earnings)を有する者については、強制適用対象となる。(年1,654ユーロ[253,889円]以上の収入がある場合1四半期の保険期間を得ることができる(1暦年につき最大4四半期まで)。) |
| スウェーデン | 申告対象となる収入(income)(年間17,047クローネ[281,275円]以上)を有する者は強制加入。 |
| オランダ | 被用者はすべて強制加入。 |
| カナダ (カナダ年金制度: 所得比例年金) | 年間基礎控除額(年間3,500ドル[362,250円])を超える報酬(earnings)を有する者は強制加入。 |

(2007年)

(注)資料中の円表示は、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」より、それぞれ調査年の平均レートを算出し、換算(1ドル=118円、1ポンド=203円、1ユーロ=153.5円、1クローネ=16.5円 1カナダドル=103.5円)。